

火災に遭われた後の手続き一覧 【大田原市】

※すべてが該当になるわけではありません。

R4.9 作成

□1 罹災証明書の発行

窓口 那須地区消防本部警防課 (☎0287-28-5102)
罹災証明は、各種手続きを受ける際に必要となります。 必要枚数分を発行します。(費用無料)
【必要なもの】
<input type="checkbox"/> 身分証明書等本人確認できるもの
<input type="checkbox"/> 罹災申告書(火災現場で消防署員から渡されます。)

□2 見舞金のお渡し

窓口 福祉課社会福祉係 (☎0287-23-8707) 大田原市社会福祉協議会 (☎0287-23-1130)
居住している住宅の被害の程度に応じて見舞金を支給します。 福祉課と社会福祉協議会それぞれから支給します。
【必要なもの】
<input type="checkbox"/> 身分証明書等本人確認できるもの <input type="checkbox"/> 印鑑

□3 印鑑登録

窓口 市民課市民係 (☎0287-23-8752) 湯津上支所 (☎0287-98-2111) 黒羽支所 (☎0287-54-1112) 両郷出張所 (☎0287-59-0111) 須賀川出張所 (☎0287-57-0111)
実印または印鑑登録証を紛失、焼失された方は窓口で再登録をしてください。 ■印鑑登録手数料：1件 500円 顔写真付きの身分証明書(運転免許証やパスポート等)がない場合は、「照会書発送」 となりますので登録は後日となります。
【必要なもの】
<input type="checkbox"/> 身分証明書等本人確認できるもの
※ない場合は、罹災証明書をお持ちください。

□4 住民票の写し・印鑑登録証明書の発行

窓口 市民課市民係 (☎0287-23-8752)	湯津上支所 (☎0287-98-2111)
黒羽支所 (☎0287-54-1112)	両郷出張所 (☎0287-59-0111)
須賀川出張所 (☎0287-57-0111)	

窓口で発行します。■住民票の写し：1通 300円 ■印鑑登録証明書：1通 300円

【必要なもの】

身分証明書等本人確認できるもの

※ない場合は、罹災証明書をお持ちください。

□5 マイナンバーカードの再交付

窓口 市民課市民係 (☎0287-23-8752)	湯津上支所 (☎0287-98-2111)
黒羽支所 (☎0287-54-1112)	

前に持っていたマイナンバーカードの廃止と再交付の手続きが必要になります。

■再発行手数料：1件 1,000円（天災、その他本人の責に因らない場合は無料）

【必要なもの】

身分証明書等本人確認できるもの

※ない場合は、罹災証明書をお持ちください。

□6 ごみ処理手数料の減免

窓口 広域クリーンセンター大田原 (☎0287-20-2270)

火災で発生したごみを処理施設に搬入する場合、ごみ処理手数料を減免します。

① 広域クリーンセンター大田原へ電話連絡をしてください。

② 後日、現地確認を実施し、受け入れ可能なごみを確定します。

③ 下記書類を広域クリーンセンター大田原へ提出してください。

※事業者が行った解体に伴う廃材など、対象外となるごみがあります。

【必要なもの】

罹災証明書

一般廃棄物処理手数料免除申請書（広域クリーンセンター大田原でお渡しします）

□7 住宅申請

窓口 建築住宅課住宅政策係 (☎0287-23-8724)

住宅が焼失された方は、市営住宅を利用できる場合がありますので、建築住宅課にご相談ください。期間は3か月で、その間の家賃は免除となります。

※ガス、電気、水道の使用料金は実費

□8 生活福祉資金貸付

窓口 大田原市社会福祉協議会 (☎0287-23-1130)

低所得者や高齢者・障がい者世帯に対して、火災で臨時的に必要な経費の貸し付けを行っています。(上限額有、条件により利子有)

なお、世帯の状況により適用されない場合があります。詳細はお問い合わせください。

□9 国民健康保険一部負担金の徴収猶予・減免

窓口 国保年金課国保年金係 (☎0287-23-8857)

火災で死亡、心身に障害、または資産に重大な損害を受けたとき、医療機関受診時の一部負担金を徴収猶予、減額、免除することができる場合があります。

なお、損害の程度や所得金額等により減免内容は異なります。申請によって必ず減免されるものではありませんのでご注意ください。

【必要なもの】

罹災証明書 身分証明書等本人確認できるもの

□10 国民年金保険料の免除申請

窓口 国保年金課国保年金係 (☎0287-23-8857)

国民年金保険料を納付することが著しく困難な場合に、保険料の納付を免除します。住宅・家財などの財産の被害状況が基準となります。

【必要なもの】

罹災証明書 身分証明書等本人確認できるもの

□11 国民健康保険税 減免

窓口 国保年金課賦課係 (☎0287-23-1120)

火災により、被保険者または被保険者の属する世帯主の所有する住宅、家財に一定以上の損害があるときは、申請により減免を受けることができます。

損害の程度や合計所得金額等に応じて減免額が決定され、申請によって必ず減免されるものではありませんので、ご注意ください。詳細はお問い合わせください。

【必要なもの】

- 罹災証明書 減免申請書 身分証明書等本人確認できるもの
- 災害等による住宅及び家財等の財産の被害に関する申立書及び内訳書

□12 固定資産税 減免

窓口 税務課資産税家屋係 (☎0287-23-8864)

火災または天災等の災害により、使用不能または復旧不能となった固定資産については、被害を受けた日以降の納期に係る当年度分の税額を減免します。(固定資産の損害について、保険金等で補てんされる場合には、減免の額が補正されます。)

火災等で被害を受けた固定資産の納税義務者が対象となります。

【必要なもの】

- 市税減免申請書 罹災証明書
- 保険金等が補てんされた場合はその金額が分かるもの

□13 個人市県民税 減免

窓口 税務課市民税係 (☎0287-23-8725)

火災または災害等により、納税義務者の所有する住宅または家財に受けた損害金額の合計額(保険金、損害賠償金その他これに類するものにより補てんされる金額を除く。)

が、その住宅または家財の10分3以上であり、かつ、前年の合計所得金額が1,000万円以下で納付が困難と認められる場合は対象となります。

※納期限未到来のものに限る

【必要なもの】

- 市税減免申請書 罹災証明書
- 保険金等が補てんされた場合はその金額が分かるもの

□14 介護保険料 減免（所有住宅の被害）

窓口 高齢者幸福課介護サービス係（☎0287-23-8678）

火災により、第1号被保険者またはその属する世帯の生計を主として維持する者の所有する住宅に一定以上の損害があるときは、申請により減免を受けることができます。損害の程度や合計所得金額等に応じて、減免の割合が決定されます。詳細はお問い合わせください。

【必要なもの】

- 罹災証明書
- 保険金等が補てんされた場合は、その金額がわかるもの

□15 介護保険料 減免（世帯の主たる生計維持者の死亡等）

窓口 高齢者幸福課介護サービス係（☎0287-23-8678）

火災により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したとき、またはその者が心身に重大な障害を受けたときは、申請により減免を受けることができます。詳細はお問い合わせください。

【必要なもの】

- 該当する状況がわかるもの（死亡診断書の写し・医師の診断書等）
- 身体障害者手帳等

□16 後期高齢者医療保険料 減免

窓口 国保年金課賦課係（☎0287-23-1120）

火災により被保険者または被保険者の属する世帯主の所有する住宅、家財に一定以上の損害があるときは、申請により減免を受けることができます。損害の程度や合計所得金額等に応じて減免額が決定され、申請によって必ず減免されるものではありませんので、ご注意ください。詳細はお問い合わせください。

【必要なもの】

- 罹災証明書 減免申請書 身分証明書等本人確認できるもの
- 災害等による住宅及び家財等の財産の被害に関する申立書及び内訳書

□17 後期高齢者医療一部負担金の徴収猶予・減免

窓口 国保年金課国保年金係 (☎0287-23-8857)

被保険者または被保険者の属する世帯の世帯主が、火災により著しい損害を受けたとき、医療機関等を受診した際に支払う一部負担金を徴収猶予、減額、免除することができる場合があります。世帯主及び全ての世帯員の収入の額や、預貯金の額によって判定され、申請によって必ず減免されるものではありませんので、ご注意ください。

【必要なもの】

- 後期高齢者医療一部負担金減免申請書
- 後期高齢者医療一部負担金減免要件判定のための届出書
- 同意書 罹災証明書等災害の状況を証明する書類

□18 市税（市県民税、固定資産税、軽自動車税）、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の徴収猶予

窓口 税務課徴収対策係 (☎0287-23-8703)

火災を含む災害（震災・風水害等）などによって、住宅・家財・その他の財産について著しい損害を受け、市税等を一時的に納付することができないと認められる場合には、納付することができないと認められる金額を限度として、1年以内の期間に限って徴収が猶予され、分割等による納付ができます。

猶予が許可された場合には、（火災の場合には）猶予期間中の延滞金が全額免除されます。

※審査がありますので、申請すれば全てが猶予される訳ではありません

※納付をお待ちする制度であり、納付しなければならない額は減りません

※猶予する金額によっては、担保が必要な場合があります

【必要なもの】

- 徴収猶予申請書 猶予該当事実があることを証明する書類 所有財産調査票
- 担保が必要な場合は担保の提供に関する書類
- ※申請に際しては、事前にご相談ください。

その他の手続き一覧

- ライフライン関係へ連絡
電力会社・ガス会社・水道・NTT・郵便局へ連絡しましょう。

- 通帳紛失の連絡
預金通帳（銀行など）や貯金通帳（ゆうちょ銀行・郵便局）へ紛失・焼失した旨を届け出ます。本人確認資料と印鑑をお持ちください。

- 運転免許証
最寄りの警察署もしくは運転免許試験場で申請を行ってください。身分証明書と印鑑が必要になります。

- クレジットカード会社への連絡
お持ちのカード会社へ紛失・焼失の旨を伝え、再発行の手続きを行ってください。

- 保険証券
引受保険会社または取扱代理店に連絡し、再発行の手続きを行ってください。

- 車両
軽自動車等（軽自動車、二輪車、原動機付自転車、小型特殊自動車）を焼失し廃車する場合、車種により手続き窓口が異なります。税務課税制係（☎0287-23-8785）にお問い合わせください。
普通自動車については、大田原県税事務所（☎0287-23-4171）にお問い合わせください。